

# きずな

KIZUNA NEWS

[第12号]

法律事務所 紋

〒650-0027

神戸市中央区中町通2-3-2

三共神戸ツインビル11階

所長 弁護士 田中秀雄

弁護士 田中勇輝

TEL 078-335-5037

FAX 078-335-5038

<http://www.lo-kizuna-kobe.com/>

営業時間 月～金 9時から19時

土9時から17時（日、祝休み）



交通事故・離婚無料相談実施中



神戸市総合児童センター（通称こべっこランド）はお子さんの福祉向上を目的とし、お子さんが心身ともに健やかに育つための神戸市の核施設です。建物の中にはプレイルームを始め、図書室、音楽室などもあり、お子さんを連れて行くと一日中飽きることなく遊べます。小さなお子さんの、離婚後の面会交流を行う場としても、よく利用されます。

## 令和の時代に

5月1日からいよいよ新元号「令和」の時代がスタートしました。

当初は違和感があったものの、毎日書面に令和元年と書いていると、

馴染んでくるから不思議なものです。

令和の時代も引き続き法律事務所 紋にご支援を賜りますよう  
よろしくお願い申し上げます。

令和元年8月1日 法律事務所 紋 所員一同



法律事務所 紋

検索

法律事務所 紋のホームページには、離婚・交通事故に関する情報、弁護士のひとりごとなど、皆様のお役に立てる情報を載せております。皆様やお知り合いの方が困られたときにご参考にしてください。



弁護士  
田中秀雄

## ● まだ最高裁がある

昔、冤罪事件の「八海事件」の被告は1審、2審と有罪となり、映画「真昼の暗黒」で「まだ最高裁がある」と叫んだ。現在は「まだ最高裁がある」と叫ぶのは検察となった。

「再審」は冤罪を訴える人を救済する最後の手段であるが、その扉は容易には開かない。鹿児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」で、最高裁第1小法廷（裁判官5人）は、6月25日、殺人罪で懲役10年の判決が確定して服役後再審請求していた死亡した男性の義姉の原口アヤ子さん（92歳）の再審を認めない決定をした。共犯とされた男性の兄でアヤ子さんの元夫やアヤ子さんの甥ら男性3人は自白したが、3人とも知的障害があり自白は誘導された疑いがある。アヤ子さんは逮捕前も逮捕後も一度も自白していない。なお、アヤ子さんが出所後元夫に何故自白したか問い合わせると、「警察の取り調べが厳しくて言ってしまった」と謝られたと言う。アヤ子さんは1990年に出所し、1995年に第1次の再審を請求し、2002年に鹿児島地裁は再審開始決定をしたが、2004年に福岡高裁宮崎支部が取り消した。第3次再審請求は2017年鹿児島地裁、2018年福岡高裁宮崎支部で認められて、これに検察側が特別抗告をしていた。弁護団によれば、本件はそもそも殺人ではなく事故死の疑いがあるとのことである。兵庫県弁護士会が2017年12月2日に開催した市民集会で、大崎事件弁護団事務局長の鶴志田祐美弁護士の報告を



聞いたことがある。ユニークな鑑定実施などすばらしい弁護活動に頭が下がる思いがした。一度も自白せず一貫して、「私はやっていない」と言い続けているアヤ子さんの無罪を私は信じる。最高裁は、弁護団の提出した鑑定について決定的な証明力を有するとまでは言えないとして、3人の男性の自白について、知的能力や供述の変遷等に関して問題があることを考慮してもそれらの信用性は相当に強固なものということができるとして、地裁と高裁の再審開始決定はこれらを取り消さねば著しく正義に反すると言って、今回の決定に至った。高裁に差し戻さず、最高裁が破棄自判という形で、最後の最後で自ら再審の扉をピシャリと閉ざしたのだ。前代未聞の異常な決定である。今回の決定は、最近再審開始決定が増えてきているので最高裁としては、裁判所が一度出した有罪判決を取り消したくないので、この流れに水を差すための決定のように思える。下級審の裁判官はこんな不当な決定に萎縮せず勇気を持って再審事件に取り組むと信じたいが、やっぱり萎縮するやうな。

## ● 弁護士は気楽な稼業じゃない

「サラリーマンは気楽な稼業ときたもんだ」と植木等が歌っている。弁護士の仕事は面白いが、時に仕事が重みで危険にさらされることがあり、決して気楽な稼業ではない。

オウム真理教問題に取り組んでいた横浜の坂本堤弁護士は1989年11月、教祖の麻原彰晃の指示で岡崎、村井、早川ら信徒6人に自宅で妻と1歳の長男とともに殺害された。また、山一證券の代理人であった岡村勲弁護士は山一證券問題を逆恨みした男に1997年10月妻が殺害された。自分は好きでやっているのだから仕方がないと諦められるが、家族に危害が及ぶのは困る。

離婚事件で相手本人に恨まれることもある。2010年の6月に、横浜の前野義弘弁護士は離婚訴訟で妻側の代理人であったところ、夫が前野弁護士の事務所を訪れ、前野弁護士はナイフで刺殺された。また、秋田の津田裕貴弁護士は離婚調停で妻側の代理人を担当し妻側に多額の財産分与が認められたところ、夫がその結果に不満を抱き、2010年11月の夜中に拳銃や刃物を所持して津田弁護士の自宅に押し入り刃物で刺殺した。

私は命まで狙われたことはないが、昔交通事故の損害賠償請求事件について加害者側代理人として示談交渉中、相手方から「夜道には気をつけろ」と電話で脅されたことがある。また、昔ある裁判所で土地の明渡訴訟をやっていた時、被告本人がどうやって調べたのか突然私の自宅に電話をしてきて「話し合いをしよう」と言うので、「既に訴訟になっているので裁判所以外で交渉する気はない」と答えたら、「それならお前の家に行つてお前のカミさんと話す」と馬鹿げたことを言われたことがあった。この時はさすがに腹に据えかねたし被告が本当に自宅にやって来かねない様子だったので、直ちに私が申立となつて弁護士の自宅にやって来たり電話などしてはならないとの仮処分を申し立てた。44年の弁護士人生で自分が当事者となつて申立てをしたのは後にも先にもこれ1件きりである。ちなみにこの土地明渡訴訟はこの時の仮処分が効いたのか、被告は急に大人しくなりまもなく和解で終わった。

## ● 裁判する心

弁護士を44年もやっていながら、今更ながら裁判は難しいと思う。自分の長い経験からこれだけ立証すればいいのではないかと思っていても、裁判は水物だから負けてしまうこともある。裁判官がアホなんだから仕方がないと割り切ればよいが、それでも負ければ嫌な思いは尾を引く。証拠としては充分なものがあるとは必ずしも言えないとしても、具体的妥当性から言えばこちらが勝つのが正義であるとの確信はあっても、具体的正義を見抜く眼のないセンスの悪い裁判官に当たると負けてしまう。「オイオイそんな形式的な見方をしないで虚心坦懐に見ろよ」と言いたいが、残念ながらそういう事は言えないのが裁判である。勿論そういった裁判官ばかりではない。きちんと事実を積み重ねていけば分かる裁判官も多い。元裁判官の木谷明氏は「刑事裁判の心」という本を書いている。志のある裁判官は、証拠が少ないとだけで排斥せず、刑事では実体的真実に迫ろうとし、民事では具体的正義を追い求めようとしている。こういった文献を読むと世の中捨てたものではない、頑張ろうと勇気が湧いてくる。

## ～離婚事件に対する思い～

弁護士 田中 勇輝



今回は、私が抱えている事件としては相当な割合を占める離婚事件について、雑感をお話したいと思います。

現在、結婚しているご夫婦が離婚する割合は既に3割を超えておりますので、もはや離婚は他人事ではなく、ご自身が離婚されていなくても、周りで離婚された方がいるというのはそこまで珍しい事象ではないかと思います。

弁護士生活も7年目を迎え、これまで様々な形の夫婦生活やその終焉を拝見してきましたが、夫婦というのは、異なる環境で育った他人同士と一緒に生活をするわけですから、そもそもうまくいくということ自体が奇跡だと思います。そして、夫婦生活は、当事者二人の問題だけでなく、それぞれの両親が介入してくることもままありますから、そこにまた難しさが生じます。子どもが生まれれば、子どもを育てるだけで戦争ですから、夫婦双方にストレスが溜まります。さらには、子育てに対する価値観は、夫婦、双方の両親も違いますから、そこでも衝突も生じます。結婚したからには、その様々な壁を乗り越えてうまくいってほしい、とは思いますが、離婚率が上がり、離婚へのハードルが相対的に低下している昨今では、性格の不一致が原因で別居に至るケースは珍しくありません。

我々弁護士が相談を受けて、離婚を勧めるということはあり得ませんが、ただ、性格の不一致であろうが、それ以外の理由であろうが、依頼者の方が、夫ないし妻と、もう今後一緒にいることはできないという結論を出されたのであれば、それを尊重し、手続的なサポートをするのが仕事です。

離婚には、概ね、夫婦の話し合いで条件等を決め、離婚届を提出する協議離婚、夫婦での協議が難しい場合には家庭裁判所で調停をして離婚をする調停離婚、調停でも話し合いがつかない場合に裁判をして離婚をする裁判離婚の3つがありますが、弁護士は、どの段階からでも関わる可能性があります。

協議、調停、裁判について代理人をお引き受けすれば、依頼者の方の立場に立って、離婚に向けて、話し合い、あるいは裁判を進めて行くということになります。しかし、私がお引き受けする場合、事案の解決のために考えていくべきと思っているのは、依頼者の方の言い分だけではなく、やはり、相手方にも「立つ瀬」を与えるということです。

もちろん、依頼者の方の立場に立って、依頼者の方の望む目的地へ導くのが代理人の仕事ですが、しかしながら、依頼者の方の言い分を単純にそのまま最後まで主張し続けるということが、必ずしもその目的地へたどり着く最善の方法とは限りません。

例えば、最近、よく耳にするモラハラという言葉ですが、モラハ

ラをしている側には自覚がないということも非常に多いです。怒鳴るなどまでいけば分かりやすいかもしれません、経済的に締め付けるなどもモラハラの一種と言われ、それはある種見方の問題とも言えます。また、裁判では、モラハラのみで離婚を認めてもらうというのが難しいという現状もあります。

その中で、協議や調停の段階で、モラハラの主張をすべきかというのは一考の余地があります。モラハラ被害を受けた方の被害が大きく、加害者に自覚がないような状態で、その被害の状況を相手方にも伝えたい、またこの状況を調停委員さんにも伝えないと分かってもらえないという場合には主張をする必要もあるかもしれません。

しかし、一方で、その主張をすることによって、相手方が、モラハラ加害者とされることに非常に強い抵抗感を示し、却って意地でも離婚をしないと感情的になってしまう場合もあります。

そのような結論が予想される場合には、協議や調停の段階では、モラハラについては一旦置いておく、あるいは軽い主張に留めておき、修復が難しいという事情だけで考えてもらうというのも十分にあり得る選択かと思います。

また、財産分与が問題となっている事案でも、特に男性側から女性側へ一定金額の財産分与をしなければならない場合において、今後の女性側の生活の支援として、いわゆる扶養的財産分与の上乗せをするという考え方になれば、むしろ解決が早いこともあります。私が携わったケースでも、男性側に立ち、水準より多めに財産分与の提案をしたことにより、最後、調停の場で、女性から、男性に対して、「ありがとう」との言葉が出て終わることができたこともあります。全事件でそのような解決は困難ですが、そのような解決が望ましいということに間違いはありません。

「円満離婚」という言葉が聞かれますが、夫婦が離婚する以上、なかなか、本当の意味での円満解決というのは難しいです。しかし、特に子さんがまだ未成年である場合には、離婚をしても、完全に縁が切れるわけではなく、養育費や面会交流と、親同士として関わる場面も出てきます。そのような時には尚更、協議や調停の場で、一方的に相手方を責めるよりも、相手方に「立つ瀬」を与え、できる限りは相手方も納得のいく解決、できる限りの円満解決であってほしいと願います。



## ちょっと気になる法律コラム 「試行的面会交流」

弁護士 田中 勇輝

離婚調停、面会交流調停などの最中に、試行的面会交流というものが行われることがあります。

試行的面会交流というのは、離婚後や離婚調停中に面会交流をしていく前に、まずは家庭裁判所で、試しに面会をしてみて、その状況を踏まえて、面会交流のあり方を考えていくために行われます。

場所は、概ね、家庭裁判所の調査室というところで行われますが、いわゆるプレイルームのようになっており、子どもの遊び道具などが置かれた部屋です。そして、プレイルームの一部の壁がマジックミラーになっており、プレイルーム側からは鏡になっていますが、奥の部屋からはプレイルームの様子が見られるようになっています。

基本的な流れとしては、まず、監護親（子どもを監護している親）と家庭裁判所調査官が子どもと一緒にプレイルームに入り、子どもに遊んでもらいます。子どもが慣れたところで、監護親が部屋を出て、代わりに非監護親が入ってきて面会をするという流れが多いです。調査官は終始子どもと一緒にいることが多いです。そして、非監護親と子どもとの面会の様子を監護親やその代理人が見ることができますという仕組みになっています。

もっとも、子どもの年齢や状況によっては、監護親が部屋から出ると不安で泣いてしまうなどということもありますので、子ど

もの状況に応じて流れも変化します。監護親も一緒に部屋にいる状態で、非監護親との面会をする場合もあります。

そのような仕組みで試行的に面会をしてみて、その様子を、調査官が調査報告書というものにまとめ、調停でも資料として残ります。その報告書の内容に従って、今後の面会をいかに進めるかの話し合いを進めていくことになります。試行的面会交流は、非監護親にとっては、久しぶりに子どもと会える機会ですので、それだけでも十分に意味のあるものですが、今後の面会交流の話し合いをしていく際には、この調査報告書の内容が重要になってくるというわけです。

子どもの年齢によっては、久しぶりに会う非監護親に懐かない、怖がって泣いてしまうということもありますが、それ自体は良くあることなので、それほど気にすることはできません。そういう子どもを泣き止まそうと頑張ってみることで、父子関係を構築しようとしている評価してもらえることもあるでしょう。一概に、どういう点が評価されるなどということはできませんし、子どもと会いたいと思い、子どもと良い関係を築きたいと思っていれば、それを行動にすれば良いのだと考えて、子どもと久しぶりに会える時間を精一杯楽しむという姿勢で良いと思います。



### 天ぷら食堂

- 住 所 / 中央区中町通3-1-5  
JR神戸駅西徒歩5分
- 営業時間 / 11時~15時  
17時~21時30分
- 定休日 / 日曜日



今回は、4月に新規オープンした天ぷら専門店「天ぷら食堂」さんをご紹介します。うちの事務所の三共神戸ツインビルから西に2分ほど歩いた所で、JR神戸駅からでも徒歩5分ほどの場所にあります。

メニューは天ぷら定食・天ざる定食・天丼など天ぷら専門店ならではのメニューで、天ぷら定食は山・空・

月と天ぷらのグレードによって、3種類が用意されています。

平日のランチは近隣のサラリーマンやOLさん、家族連れなど幅広いお客様でぎわっています。よろしければ、皆さんも天ぷら食堂を訪れてみてください。

(事務局 A.T.)



### リーガル ドクター

の

ご あ ん な い

法律事務所紹介ではリーガルドクターという制度を設けていて、好評いただいています。当事務所では、離婚事件の中でも調停や裁判ではなく、離婚については合意しているので、離婚協議書の作成だけを引き受けることもあります。離婚協議書の作成だけお願いしたいなどのご希望があれば、ご相談ください。

顧問料 年間52,500円（税込）

### < 夏期休業のお知らせ >

令和元年8月13日(火)・14日(水)は夏期休業のため休ませていただきます。

### < 土曜日 >

交通事故・離婚無料相談実施中

三井神戸ツインビル11階



### [ 編集後記 ]

実は元号は「安久」になるのではないかと予想していました。頭文字のローマ字がM・T・S・H以外になると思いまが、令和のRとは、斜め上に行く命名でした！

(事務局 A.T.)